

(190) 【発行国】日本国特許庁(JP)  
(450) 【発行日】平成22年4月20日(2010.4.20)  
【公報種別】商標公報  
(111) 【登録番号】商標登録第5309556号(T5309556)  
(151) 【登録日】平成22年3月19日(2010.3.19)  
(540) 【登録商標】

*Dr. Holly*

の

鬘離久

*KaturariQ*

(500) 【商品及び役務の区分の数】1  
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
第3類 せっけん類, シャンプー, 化粧品, 頭皮用化粧品, 頭皮用育毛料  
【国際分類第9版】  
(210) 【出願番号】商願2009-36961(T2009-36961)  
(220) 【出願日】平成21年5月1日(2009.5.1)  
(732) 【商標権者】  
【識別番号】593152384  
【氏名又は名称】堀 泰典  
【住所又は居所】三重県四日市市泊町7番6号  
【法区分】平成18年改正  
【審査官】堀内 真一  
(561) 【称呼(参考情報)】ドクターホリーノカツラリキュー、ドクターホリーノカツラリキュウ、ドク  
ターホリー、ホリー、カツラリキュー、カツラリキュウ、カツラリ  
【検索用文字商標(参考情報)】DR・HOLLY、の、鬘離久、KATURARIQ  
【類似群コード(参考情報)】  
第3類 04A01、04C01  
(531) 【ウィーン分類(参考情報)】27.5.1.17; 27.5.21